

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年5月31日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 普通乗用自動車交換 1台
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、普通乗用自動車交換（以下「自動車交換」という。）の金額とし、入札者は、当該自動車交換に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。入札書に記載された金額に当該金額から自動車税環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル料金のうち資金管理料を除く非課税対象料金（以下「自動車税等」という。）を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から自動車税等を除いた金額の110分の100に相当する金額に自動車税等を加算した金額を入札書に記載すること。落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、総合評価のための性能に関する書類を令和6年6月19日17時00分までに提出しなければならない。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「車両類」で「A」から「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

- ① 直接交付  
岩手県宮古市崎山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎  
管理部門管理課  
電話 0193-63-8121  
FAX 0193-64-0134
- ② 郵送による交付  
封書に「普通乗用自動車交換入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に140円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「普通乗用自動車交換入札説明書メール

にて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年6月14日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

#### 5. 入札の日時及び場所等

##### (1) 入札の日時及び場所

令和6年6月26日14時00分  
岩手県宮古市崎山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎 大会議室

##### (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年6月26日13時00分  
3.①に同じ。

#### 6. その他

##### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

##### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要。

##### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書に定める総合評価落札方式に基づき、性能に関する評価項目の得点の最も高い有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

##### (7) 詳細は入札説明書による。

#### 7. 契約に係る情報の公表

##### (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

##### (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び

- 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
    - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 交換仕様書

1. 件名 普通乗用自動車交換
2. 数量 1台
3. 当所が引き受ける物品  
品名：普通乗用自動車（新車、未登録車に限る）  
仕様：
  - 1) 車体の形状：4ドア+バックドア
  - 2) 変速機：AT限定免許で運転可能な変速機
  - 3) 車種：ハイブリッド自動車
  - 4) 使用燃料：無鉛レギュラーガソリン
  - 5) 駆動方式：4WD
  - 6) 総排気量：2,000cc以内
  - 7) 最低地上高：130mm以上
  - 8) 車体サイズ：全長：4,500mm以内  
全幅：1,800mm以内  
全高：1,800mm以内
  - 9) 寒冷地仕様またはこれに類する機能を有していること（北海道等の寒冷地において通常仕様のまま一般に販売している場合は、それでも可とする）
  - 10) 乗車定員：5名
  - 11) 燃費及び排出ガス基準値：別紙の基準値を満たしていること
  - 12) 装備：
    - ①以下の運転支援機能（又は同等以上の機能）を備えていること
      - ・自動ブレーキ機能
      - ・クルーズコントロール機能※上記2機能は、ミリ波レーダー、光学カメラ、赤外線レーザーのいずれか又は複数を組み合わせて用いたものであること。
      - ・駐車時等視認補助装置（全方位、前後モニター等）
      - ・障害物等接近センサー及び警報装置
    - ②エアバッグ（前後座席）
      - ※前部座席（運転席及び助手席）は前面及び側面衝突時、後部座席は側面衝突時の保護が可能であること。
    - ③ドライブレコーダー（前後方撮影）

- ④フォグランプ（前後）
- ⑤ABS
- ⑥集中ドアロック
- ⑦カーナビゲーションシステム
- ⑧ETC 車載器（ナビ連動型）
- ⑨AM/FM ラジオチューナー
- ⑩エアコン
- ⑪ドアバイザー
- ⑫フロアマット（全列）
- ⑬荷室防水マット
- ⑭緊急時対応用品
  - ・三角表示板
  - ・発煙筒

13) その他：

- ①以下の冬季用装備を付属させること。なお、いずれも国内メーカー製品とすること。
  - ・スタッドレスタイヤ（ホイール付き） 4本
  - ・冬季用ワイパー（車両に対応した本数） 1式
  - ・タイヤチェーン（金属・非金属問わず） 1式
- ②納車が冬期（11月～3月）となる場合は、車両に冬季用装備（スタッドレスタイヤ及び冬季用ワイパー）を装着し、夏季用装備と合わせて納入すること。

4. 当所が引き渡す物品

品名	普通乗用自動車
規格	日産セレナ（型式：DBA-SJ5）
車両登録日	平成25年9月初度登録
車検満了日	令和6年9月26日
走行距離	200,286km（令和6年5月28日現在）
その他	スタッドレスタイヤ（ホイール付き）4本及びその他当該車両の装備品を合わせて引き取ること。

5. 納入場所 岩手県宮古市崎山4-9-1  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 水産技術研究所宮古庁舎

6. 納入期限 令和7年3月31日

7. 特記事項

- （1）車両点検パックや日本自動車連盟への加入は不要とする。

- (2) 契約業者は、交換後14日間以内に引き取った自動車の名義変更手続きもしくは廃車手続きを行うこと。
- (3) 請負業者は納入時までに登録手続きを完了させておくこと。なお、登録を行う際の所有者及び使用者の氏名又は名称並びに住所については次のとおりとする。
- 【所有者】氏名又は名称：国立研究開発法人水産研究・教育機構  
住 所：神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
- 【使用者】氏名又は名称：国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎  
住 所：岩手県宮古市崎山4-9-1
- (4) 購入に必要な自動車重量税、自動車税環境性能割、自動車税種別割を当所に代わり納付すること。
- (5) 購入に必要な自動車損害賠償責任保険料を当所に代わり37か月分支払うこと。  
なお、自動車損害賠償責任保険証明書の保険契約者の住所及び氏名については次のとおりとする。
- 【契約者】氏名又は名称：国立研究開発法人水産研究・教育機構  
住 所：(1)の所有者と同じ
- (6) 自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づき、当所に代わり車庫証明の手続きを行うこと。
- (7) 購入に必要な「使用済自動車の再資源化等に関する法律」で定められたリサイクル料金を当所に代わり納付すること。

## 7. その他

- (1) 請負業者は、納入時に装備品等の使用説明を使用する職員に対して行うこと。
- (2) 詳細については、担当職員の指示に従うものとする

(別紙)

○燃費基準値

燃費基準値（以下、基準値）の可否判定は以下のとおり。

【判定①】

JC08 モード及びWLTC モードの燃費が下記重量区分毎の基準値を満たすか確認。

- ・WLTC モードの燃費が基準値を満たす場合 … 可
- ・WLTC モードの燃費が基準値を満たさず、JC08 モードの燃費が基準値を満たす場合 … 判定②へ
- ・両モードとも燃費が基準値を満たさない場合 … 否

車両重量 (kg)	燃費基準値 (km/L)	車両重量 (kg)	燃費基準値 (km/L)
1,196～1,311 未満	20.3 以上	1,761～1,871 未満	14.4 以上
1,311～1,421 未満	19.0 以上	1,871～1,991 未満	13.5 以上
1,421～1,531 未満	17.6 以上	1,991～2,101 未満	12.7 以上
1,531～1,651 未満	16.5 以上	2,101～2,271 未満	11.9 以上
1,651～1,761 未満	15.4 以上	2,271～	10.6 以上

【判定②】

WLTC モードの燃費が下記の計算式により算定した基準値を満たす場合 … 可

$$M < 2,759\text{kg の場合} : FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

$$M \geq 2,759\text{kg の場合} : FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$$

FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量 (kg)

$\alpha$  : 燃費基準達成率であって 0.6

$\beta$  : 燃料がガソリンの場合は 1.0

○排出ガス基準値 (JC08 または WLTC モード)

成分	ガソリン車 (g/km)	
	JC08 モード	WLTC モード
CO	1.15 以下	1.15 以下
NMHC	0.013 以下	0.05 以下
NOx	0.013 以下	0.025 以下